

出水市公告第43号

下記の建設工事について、出水市建設工事に関する建設共同企業体取扱要綱（平成18年出水市告示第142号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年6月5日

出水市長 椎木伸一

1 工事発注部署	出水市建設部建築住宅課
2 工事番号	第30号
3 発注工事種別	管工事
4 工事名	出水市総合体育館空調設置工事（1工区）
5 工事場所	出水市文化町22番地
6 工事概要	ガスヒートポンプチラー （冷温水ポンプ、密閉式膨張水槽、シスタンク）含む GRR-1（冷房118kw/加熱106KW）N=1基 GRR-2（冷房71kw/加熱80KW）N=1基 輻射パネル N=1式、配管工事 N=1式 空調リモコン配線工事 N=1式 撤去工事 N=1式、1階建築工事 N=1式
7 工期	契約日から令和6年3月15日（金）まで
8 入札方法	(1) 特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札 (2) 電子入札システムで行うものとする。 なお、電子入札システムによりがたい者は、契約担当者の承認を得た場合に限り紙入札で入札に参加することができる。
9 予定価格に110分の100を乗じて得た価格	金125,899,000円
10 最低制限価格の有無	有
11 入札参加資格	本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員が一体となって施工する共同施工方式とする。 構成員等の資格及び要件は、次の各号に掲げる事項を全て満たすものとする。 (1) 共同企業体の構成員の資格 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者 イ 入札参加申込書等の提出期限の日から本工事落札決定の日までの間に、出水市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成18年出水市告示第141号）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者 ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定により指示又は営業の停止を受けていない者 エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の

	<p>申立てがなされた者であって、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営規模等評価の結果に基づき、出水市の建設工事入札参加資格の認定を受け、かつ、更生計画又は再生計画が認可されたものを除く。</p> <p>オ 建設業法に規定する技術者を本工事の現場に適正に配置できる者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員等若しくは法人であってその役員が暴力団員でないこと。</p> <p>キ 建設業法に基づき管工事の許可を引き続き3年以上得ている者で、出水市の建設工事入札参加資格を有している者</p> <p>ク 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者</p> <p>(2) 共同企業体の結成に当たっての要件</p> <p>ア 共同企業体の結成は、自主結成とし構成員数は2社又は3社とすること。</p> <p>イ 2社による組合せは、出水市建設工事入札参加資格審査要綱（平成19年出水市告示第44号。以下「資格審査要綱」という。）の規定による管工事の格付が、A級及びB級又はA級及びA級とすること。また、3社による場合の組合せは、資格審査要綱の規定による管工事の格付が、A級1社及びB級2社、A級2社及びB級1社又はA級3社のいずれかとすること。</p> <p>ウ 共同企業体の代表構成員（以下「代表者」という。）は、共同企業体の構成員のうち、施工能力及び出資比率が高い者（出資比率が同等の場合は施工能力の高い者）であること。</p> <p>エ 代表者以外の構成員の出資比率は、2社の場合は30%以上、3社の場合は各20%以上であること。</p> <p>(3) 代表者となる者の資格</p> <p>ア 資格審査要綱の規定による管工事の格付がA級の者 ただし、下請金額の合計が4,500万円を上回る見込みの場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建設工事等の特定建設業の許可を受けている者</p> <p>イ 建設業法に規定する技術者を本工事の現場に適正に配置できる者</p> <p>ウ 上記イにより配置する技術者は、申請書等提出日以前において直接的かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。</p> <p>(4) 代表者以外の構成員となる者の資格</p> <p>ア 資格審査要綱の規定による管工事の格付がA級又はB級の者</p> <p>イ 建設業法に規定する技術者を本工事の現場に専任で配置できる者</p> <p>ウ 上記イにより配置する技術者は、申請書等提出日以前において直接的かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。</p>
12 技術資料の提出	<p>本工事の入札に参加を希望する者は、共同企業体を結成のうえ、技術資料（様式1）を次の期日までに、代表構成員の電子入札システムにより提出すること。</p> <p>また、紙入札で入札に参加する場合は、提出書類一覧表に掲げてある書類と併せて契約検査課に持参すること。</p> <p>なお、様式については、出水市ホームページ又はかごしま県市町村電子入札システムポータルサイトからダウンロードすること。</p> <p>(1) 期 間 令和5年6月6日（火）から 令和5年6月30日（金）まで</p> <p>(2) 時 間 かごしま県市町村電子入札システムポータルサイトの運用時間を参照すること。</p>
13 提出書類の交付	<p>本工事の入札に参加を希望する者は、共同企業体を結成のうえ、提出書類一覧表に掲げる申請書類等を次の期日までに、持参して提出するこ</p>

及び提出期限等	と。 なお、申請書類については、出水市ホームページ又はかごしま県市町村電子入札システムポータルサイトからダウンロードすること。 申請期間 令和5年6月6日（火） 午前8時30分から 令和5年6月30日（金）午後5時15分まで ※ ただし、閉庁日を除く。
14 入札参加者の指名等	(1) 入札に参加させる者に対しては、指名の通知を行う。なお、指名の通知は共同企業体の代表者に対して行うものとする。 (2) 指名されなかった者に対しては、その理由を付した通知書を交付する。 (3) (2)の理由を付した通知書の交付を受けた者は、その通知を受けた日から7日以内に、当該通知書に付された理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、その旨を記載した書面を持参して行わなければならない。
15 入札日	令和5年7月28日（金）午前9時00分
16 設計図書等の閲覧	(1) 閲覧期間 令和5年6月6日（火） 午前8時30分から 令和5年7月28日（金）午前9時00分まで (2) 閲覧場所 出水市ホームページ又はかごしま県市町村電子入札ポータルサイトの入札情報サービス（工事・委託）にて閲覧するものとする。
17 現場説明会	無
18 質問受付期間	令和5年6月6日（火） 午前8時30分から 令和5年7月21日（金）午後5時まで
19 質問受付場所	出水市 政策経営部 契約検査課 FAX番号 0996-63-2223
20 質問回答期限	令和5年7月24日（月）午後5時 ※随時回答しますが、最終回答期限を示しています。
21 質問回答場所	出水市ホームページに掲載
22 入札書の受付期間	(1) 電子入札の場合 令和5年7月25日（火）午前8時30分から 令和5年7月28日（金）午前9時00分まで (2) 紙入札の場合 令和5年7月28日（金）午前8時30分から 同日午前9時00分まで
23 指名の取消し	指名の通知を受けた者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するに至ったときは、その指名を取り消すものとする。 (1) 入札に参加する者が必要な資格を満たさなくなったとき。 (2) 申請書類等に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
24 入札の中止	入札執行者が入札の執行に支障があると認めた場合は、本工事の入札を延期又は中止することができる。
25 工事費内訳書	(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。 (2) 工事費内訳書の様式は、指名通知書と併せて交付する。 (3) 工事費内訳書は、返却しないものとする。 (4) 工事費内訳書は、入札書の積算資料として提出を求めるが、内訳総額は入札書の記載金額と一致しなければならない。
26 共同企業体の	共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

有効期間	<p>定める期間とする。</p> <p>(1) 本工事の契約締結相手となった者 本工事の契約履行後3箇月を経過するまで。ただし、本工事に関する契約不適合責任については、法律上又は契約上の契約不適合責任が存続する期間において、構成員であった者は連帯してその責任を負うものとする。</p> <p>(2) 本工事の契約相手とならなかった者 本工事の契約が締結されるまで</p>
27 留意事項	<p>(1) 申請書類等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。</p> <p>(2) 提出された申請書類等は、市において他の目的に使用することはない。</p> <p>(3) 提出された資料は、返却しないものとする。</p>
28 問い合わせ先	<p>〒899-0292 鹿兒島県出水市緑町1番3号 出水市 政策経営部 契約検査課 電 話 0996-63-2111 (内線4711、4713) FAX 0996-63-2223</p>